

令和8年7月27日

参加を希望する者は、公募型指名競争入札参加申請書（電子入札）を電子入札システムにて提出してください。

※ 等級区分等は、令和8・9年度入札参加資格者名簿登録時の総合評点による区分とする。

【提出書類について】

提出書類は電子入札システムにて提出してください。
各様式については豊明市ホームページを確認してください。

1. 電子入札システムにて提出する書類

① 公募型指名競争入札参加申請書（電子入札）

2. 持参にて提出する書類

※ありません。ただし、①の内容等について電話等で確認させていただく場合があります。
※紙入札での参加を希望する場合は、豊明市電子入札実施要領及び豊明市公募型指名競争入札実施要領に従うこと。

【電子申請・入札に関する留意事項】

1. 電子申請

- ① 申請は必ず、令和8・9年度の豊明市工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている**契約する事業者**が行うこと。
- ② 電子入札システムにより、公募型指名競争入札に応募する場合は、上記「電子入札システムにて提出する書類」を、電子入札システムに**添付して提出期限内**に送信すること。
なお、添付するファイル名は、ファイル名の後に括弧で**会社名を加えること**。
（例）入札参加申請書（〇〇建設）. doc
- ③ 「持参にて提出する書類」は、**提出期限内**に行政経営部財政課契約検査係に持参にて提出すること。
※ 期限内に、必要書類が提出されなかった場合は、入札に参加できません。
- ④ 電子入札システムに添付して提出する書類は、印鑑の押印は必要ありません。
- ⑤ 落札した場合、配置予定技術者は、特別な理由を除き**記載した技術者を配置**してください。

2. 電子入札

- ① 電子入札は、指定された期間内に行うこと。（※開札日時とは違います。）
- ② ICカードの再取得などで、電子入札ができない場合は、「紙入札参加承認願」を提出し、**承認を得たうえで入札期間内に紙入札を行うこと**。
- ③ ②により紙入札を行うものは、豊明市電子入札実施要領 様式第3号（第10条関係）の入札書を使い、開札時に立会う必要があります。
- ④ 電子入札に「工事費内訳書」を添付すること。（※添付のないものは無効）
- ⑤ ④に添付するファイル名は、ファイル名の後に括弧で**会社名を加えること**。
（例）工事費内訳書（〇〇建設）. xls
- ⑥ 開札時刻から落札者決定（再入札通知書）までは電子入札システムによって開札状況を確認し、再度入札に対応できるようにしてください。
- ⑦ 再度入札の予定日時並びに開札場所は「指名競争入札について（通知）」にて通知しますが変更する場合があります。再入札通知書をご確認ください。
- ⑧ 失格となった入札者は再度入札、再々度入札に参加することができません。
- ⑨ 1回目の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することができません。
また、再度入札に参加しなかった者は、再々度入札に参加することができません。
- ⑩ 開札結果については、電子入札システムより確認してください。また、落札者には、電子入札システムとは別に連絡させていただきます。
- ⑪ 開札日を同じくする複数の工事で、同一の配置予定技術者を重複して申請した場合、その技術者で申請した、専任の技術者を必要とする工事を重複して落札することはできないため、専任の技術者を必要とする工事を落札した場合は同技術者を配置できないものとし、該当する後次の入札を無効とします。

【設計図書等のダウンロード】

豊明市ではあいち電子調達共同システム（CALS／EC）を利用した設計図書等のダウンロードによる閲覧を行っています。ダウンロード方法については豊明市ホームページ内の【公共工事の情報広場】に案内があります。ご確認ください。

※ ダウンロードしたデータは、必要がなくなり次第、必ず消去・処分してください。